

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \end{array} \right)$ 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和 4 年台風第 15 号による災害に伴う
児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて

令和 4 年台風第 15 号による災害に関して、「災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（令和 4 年 9 月 25 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設等については、他施設等からの職員の応援派遣について調整をお願いしているところです。

これにより、派遣元の施設等において、被災地に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、柔軟に取り扱って差し支えないものとします。

都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市におかれては、児童福祉施設、関係団体等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室
T E L : 03-5253-1111 (内線 3037)
F A X : 03-3591-8914
E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp